

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
休みの日
がとる日
の翌日)

目次
◇規 則 鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

規 則

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十号

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三地方課の項の次に検査課の項として次のように加える。

検査課

請負契約の対象となる部分
の設計金額が五千万円以上の
建設工事の検査の復命の受理

請負契約の対象となる部分
の設計金額が五千万円未満の
建設工事の検査の復命の受理

別表第三土木部共通の項部長専決事項の欄を次のように改める。

一 工事費が二千万円以上請負契約の対象となる部分の設計金額(以下土木部共通の項において「請負対象設計金額」という。)が一億円未満の土木工事に係る起工の決定及び当該起工の決定をした土木工事の設計の変更

二 請負対象設計金額が百万円以上一億円未満の土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定

三 請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の土木工事に係る請負契約の締結の決定

四 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち土木工事に係るもので次に掲げるもの

(一) 第九条第一項の規定による金銭保証人等を立てることの要求のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るものの要求

(二) 第十四条第一項(第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るものの決定

(三) 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち工事費が二千万円以上請負対象

- 計金額が一億円未満の工事に係るもの決定
- 四 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が一千万円以上一億円未満の工事に係るもの指名
- 五 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が百万円以上一億円未満の工事に係るもの決定
- 六 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が百万円以上一億円未満の工事に係るもの決定
- 七 第二十六条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認のうち請負対象設計金額（請負契約の締結後において、請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下土木部共通の項課長専決事項の欄第一号を除き同じ。）が一億円未満の工事に係るもの承認
- 八 第二十七条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの承認
- 九 第三十条第一項の規定による工事の監督の委託のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの委託
- 三〇 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの変更等
- 三一 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの変更等
- 三二 第四十条第一項後段（第三十六条第五項及び第六項、第三十七

- 条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工期等の変更の協議のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの協議
- 三三 第四十条第二項（第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第六十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による増加費用の負担の決定のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの決定
- 三四 第四十条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの一時中止
- 三五 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの承認
- 三六 第四十三条第一項の規定による工期の短縮の要求のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの要求
- 三七 第四十三条第二項の規定による工期を延長しないことの協議のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの協議
- 三八 第四十三条第三項の規定による請負代金の額の変更の協議のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの協議
- 三九 第四十四条の規定による請負代金の額の変更の決定のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの決定
- 四〇 第四十五条第五項の規定による費用の負担の協議のうち工事費

が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの協議

(二) 第四十八条第三項の規定による請負代金の額の変更の決定のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るものの決定

(三) 第四十八条第五項の規定による費用の負担の協議のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの協議

(四) 第四十九条の規定による工事の内容の変更の決定のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの決定

(五) 第五十条第一項の規定による工事の完成の請求のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの請求

(六) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの委託

(七) 第五十七条第一項の規定による工事目的物の使用のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの使用

(八) 第五十七条第三項の規定による増加費用の負担の決定のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの決定

(九) 第五十八条第一項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの請求

(十) 第六十九条第一項及び第七十条第一項の規定による請負契約の解除のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの解除

(十一) 第七十二条第四項の規定による措置をとることの決定のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るもの決定

五 契約の対象となる部分の金額が一千万円以上一億円未満の土地、水面等の測量及び調査で土木工事に係るものの執行(地方機関等決裁規則別表第二都市開発事務所長の項第一号内の規定により都市開発事務所長に委任された事務を除く。)

六 契約の対象となる部分の金額が一千万円以上一億円未満の設計又は監督で土木工事に係るもの委託の決定

七 他部局の所掌に係る土木工事の受託の決定

別表第三土木部共通の項課長専決事項の欄を次のように改める。

一 工事費が一千万円以上二千万円未満の土木工事に係る起工の決定及び当該起工の決定をした土木工事の設計の変更

二 請負対象設計金額が一千万円以上二千万円未満の土木工事に係る請負契約の締結の決定

三 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち土木工事に係るもので次に掲げるもの

(一) 第九条第一項の規定による金銭保証人等を立てることの要求のうち請負対象設計金額が一千万円以上二千万円未満の工事に係るもの要求

(二) 第十四条第一項(第二十条及び第二十三条において準用する場合

合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち工事費が一千万円以上二千万円未満の工事に係るものの決定

(三) 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち工事費が一千万円以上二千万円未満の工事に係るものの決定

(四) 第三十条第一項の規定による工事の監督の委託のうち工事費が一千万円未満の工事に係るものの委託

(五) 第三十三条の規定による措置の要求のうち請負対象設計金額が一千万円以上の工事に係るもの要求

(六) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が一千万円以上二千万円未満の工事に係るものの変更等

(七) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が一千万円以上二千万円未満の工事に係るものの変更等

(八) 第四十条第一項後段(第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工期の変更の協議のうち工事費が一千万円以上二千万円未満の工事に係るものの協議及び請負代金の額の変更の協議のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの協議

(九) 第四十条第二項(第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第六十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による増加費用の負担の決定のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの決定

(十) 第四十条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち工事費が一千万円以上二千万円未満の工事に係るもの一時中止

(一) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち工事費が一千万円以上二千万円未満の工事に係るもの承認

(二) 第四十二条の規定による工期の延長

(三) 第四十三条第一項の規定による工期の短縮の要求のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの要求

(四) 第四十三条第二項の規定による工期を延長しないことの協議のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの協議

(五) 第四十三条第三項の規定による請負代金の額の変更の協議のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの協議

(六) 第四十五条第五項の規定による費用の負担の協議のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの協議

(七) 第四十八条第三項の規定による請負代金の額の変更の決定のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの決定

(八) 第四十八条第五項の規定による費用の負担の協議のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの協議

(九) 第四十九条の規定による工事の内容の変更の決定のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの決定

(十) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの委託

(十一) 第五十七条第一項の規定による工事目的物の使用のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの使用

(十二) 第五十七条第三項の規定による増加費用の負担の決定のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの決定

- (三) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が一千万円以上の工事に係るものの支払
- (四) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち請負対象設計金額が一千万円以上の工事に係るもの前金払
- (五) 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち請負対象設計金額が一千万円以上の工事に係るもの部分払
- (六) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が一千万円以上の工事に係るもの承認
- (七) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が一千万円以上の工事に係るもの支払
- (八) 第七十二条第四項の規定による措置をとることの決定のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るもの決定
- 四 契約の対象となる部分の金額が二百万円以上一千万円未満の土地、水面等の測量及び調査で土木工事に係るもの執行(地方機関等決裁規則別表第二都市開発発事務所長の項第一号(六)の規定により都市開発発事務所長に委任された事務を除く。)
- 五 契約の対象となる部分の金額が二百万円以上一千万円未満の設計又は監督で土木工事に係るもの委託の決定
- 六 鳥取県土木工事設計監督委託条例(昭和二十三年八月鳥取県条例第五十三号)第二条の規定による設計及び監督の受託の決定
- 別表第三管理課の項課長専決事項の欄第一号を次のように改める。
- 一 請負契約の対象となる部分の設計金額が一千万円以上の土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行
- 別表第三管理課の項課長専決事項の欄第一号の次に次の一号を加える。
- 一の二 営繕工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行(地方機関等決裁規則別表第二倉吉土木出張所長の項第一号の規定により倉吉土木出張所長に委任された事務及び同表米子土木出張所長の項第四号の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)
- 別表第三建築課の項部長専決事項の欄第一号から第十号までを次のように改める。
- 一 工事費が二千万円以上請負契約の対象となる部分の設計金額(以下建築課の項において「請負対象設計金額」という。)が一億円未満の営繕工事に係る起工の決定及び当該起工の決定をした営繕工事の設計の変更
- 二 請負対象設計金額が百万円以上一億円未満の営繕工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること決定
- 三 請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の営繕工事に係る請負契約の締結の決定
- 四 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち営繕工事に係るもので次に掲げるもの
- (一) 第九条第一項の規定による金銭保証人等を立てることの要求のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るものの要求
- (二) 第十四条第一項(第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの決定

- (三) 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るものの決定
- (四) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が一千万円以上一億円未満の工事に係るものの指名
- (五) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が百万円以上一億円未満の工事に係るものの決定
- (六) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が百万円以上一億円未満の工事に係るものの決定
- (七) 第二十六条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認のうち請負対象設計金額(請負契約の締結後において、請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下建築課の項課長専決事項の欄第二号を除き同じ。)が一億円未満の工事に係るものの承認
- (八) 第二十七条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るものの承認
- (九) 第三十条第一項の規定による工事の監督の委託のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るものの委託
- (十) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るものの変更等
- (十一) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るものの変更等

- (十二) 第四十条第一項後段(第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工期等の変更の協議のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るものの協議
- (十三) 第四十条第二項(第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第六十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による増加費用の負担の決定のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るものの決定
- (十四) 第四十条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るものの一時的中止
- (十五) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの承認
- (十六) 第四十三条第一項の規定による工期の短縮の要求のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの要求
- (十七) 第四十三条第二項の規定による工期を延長しないことの協議のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの協議
- (十八) 第四十三条第三項の規定による請負代金の額の変更の協議のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの協議
- (十九) 第四十四条の規定による請負代金の額の変更の決定のうち請負

対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの決定

(三) 第四十五条第五項の規定による費用の負担の協議のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るものの協議

(四) 第四十八条第三項の規定による請負代金の額の変更の決定のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの決定

(五) 第四十八条第五項の規定による費用の負担の協議のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るものの協議

(六) 第四十九条の規定による工事の内容の変更の決定のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの決定

(七) 第五十条第一項の規定による工事の完成の請求のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの請求

(八) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの委託

(九) 第五十七条第一項の規定による工事的目的物の使用のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの使用

(十) 第五十七条第三項の規定による増加費用の負担の決定のうち工事費が二千万円以上請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの決定

(一) 第五十八条第一項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの請求

(二) 第六十九条第一項及び第七十条第一項の規定による請負契約の解除のうち請負対象設計金額が一億円未満の工事に係るもの解除

(三) 第七十二条第四項の規定による措置をとることの決定のうち請負対象設計金額が二千万円以上一億円未満の工事に係るもの決定

五 契約の対象となる部分の金額が一千万円以上一億円未満の土地、水面等の測量及び調査で営繕工事に係るもの執行

六 契約の対象となる部分の金額が一千万円以上一億円未満の設計又は監督で営繕工事に係るもの委託の決定

七 他部局の所掌に係る営繕工事の受託の決定

八から十まで 削除

別表第三建築課の項課長専決事項の欄第一号から第六号までを次のように改める。

一 工事費が二千万円未満の営繕工事に係る起工の決定及び当該起工の決定をした営繕工事の設計の変更(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第一号の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)

二 請負対象設計金額が百万円未満の営繕工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること決定(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第二号の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)

三 請負対象設計金額が二千万円未満の営繕工事に係る請負契約の締結の決定（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第三号の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

四 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち営繕工事に係るもので次に掲げるもの

(一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(一)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

(二) 第九条第一項の規定による金銭保証人等を立てることの要求のうち請負対象設計金額が二千万円未満の工事に係るものの要求（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(二)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

(三) 第九条第二項の規定による金銭保証人等の承認（地方機関等決裁規則別表第二倉吉土木出張所長の項第二号の規定により倉吉土木出張所長に委任された事務及び同表米子土木出張所長の項第五号(三)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

四 第十四条第一項（第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定のうち工事が二千万円未満の工事に係るものの決定（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(四)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

(五) 第十五条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定のうち工事が二千万円未満の工事に係るものの決定（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の

項第五号(五)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

(六) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの指名（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(六)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

(七) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るものの決定（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(七)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

(八) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るものの決定（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(八)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

(九) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(九)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

(十) 第三十条第一項の規定による工事の監督の命令（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(十)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

(十一) 第三十条第一項の規定による工事の監督の委託のうち工事が二千万円未満の工事に係るものの委託

(十二) 第三十三条の規定による措置の要求（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(十二)の規定により米子土木出張所

長に委任された事務を除く。)

(三) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が二千万円未満の工事に係るものの変更等(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(三)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)

(四) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が二千万円未満の工事に係るものの変更等(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(四)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)

(五) 第四十条第一項後段(第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工期の変更の協議のうち工事費が二千万円未満の工事に係るもの協議(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(五)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)及び請負代金の額の変更の協議のうち工事費が二千万円未満の工事に係るもの協議

(六) 第四十条第二項(第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第六十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による増加費用の負担の決定のうち工事費が二千万円未満の工事に係るもの決定

(七) 第四十条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち工事費が二千万円未満の工事に係るもの一時中止(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(七)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)

(八) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち工事費が二千万円未満の工事に係るもの承認(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(八)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)

(九) 第四十二条の規定による工期の延長

(一〇) 第四十三条第一項の規定による工期の短縮の要求のうち工事費が二千万円未満の工事に係るもの要求

(一一) 第四十三条第二項の規定による工期を延長しないことの協議のうち工事費が二千万円未満の工事に係るもの協議

(一二) 第四十三条第三項の規定による請負代金の額の変更の協議のうち工事費が二千万円未満の工事に係るもの協議

(一三) 第四十五条第五項の規定による費用の負担の協議のうち工事費が二千万円未満の工事に係るもの協議

(一四) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(一四)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)

(一五) 第四十八条第三項の規定による請負代金の額の変更の決定のうち工事費が二千万円未満の工事に係るもの決定

(一六) 第四十八条第五項の規定による費用の負担の協議のうち工事費が二千万円未満の工事に係るもの協議

(一七) 第四十九条の規定による工事の内容の変更の決定のうち工事費が二千万円未満の工事に係るもの決定

(一八) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を

含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの命令(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(四)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)

(六) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託のうち工事が二千円未満の工事に係るもの委託

(七) 第五十七条第一項の規定による工事的物の使用のうち工費が二十万円未満の工事に係るもの使用

(八) 第五十七条第三項の規定による増加費用の負担の決定のうち工費が二十万円未満の工事に係るもの決定

(九) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(四)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)

(十) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(三)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)

(十一) 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(三)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)

(十二) 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(三)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)

(十三) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(四)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)

(十四) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの命令(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(四)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)

(十五) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第五号(四)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)

(十六) 第七十二条第四項の規定による措置をとることの決定のうち請負対象設計金額が二十万円未満の工事に係るもの決定

(十七) 五 契約の対象となる部分の金額が一千万円未満の土地、水面等の測量及び調査で営繕工事に係るもの執行(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第六号の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)

(十八) 六 契約の対象となる部分の金額が一千万円未満の設計又は監督で営繕工事に係るもの委託の決定(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第七号の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)

(十九) 別表第三建築課の項課長専決事項の欄第六号の次に次の一号を加える。
六の二 鳥取県建築工事設計監督委託条例(昭和二十九年七月鳥取県

条例第五十一号) 第二条の規定による設計及び監督の受託の決定並びに受託に付された条件の処理

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二地方農林振興局長の項第十九号を次のように改める。

十九 治山事業に係る保育事業の執行

別表第二地方農林振興局長の項第三十二号中(ロ)とし、(イ)から(マ)までを一ずつ繰り下げ、同号に(イ)として次のように加える。

(イ) 第八条第二項(第八十七条第二項及び第九十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による専門技術者の委嘱

別表第二地方農林振興局長の項第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とする。

別表第二土木出張所長の項第一号中「五百万円未満」を「一千万円未満」に改め、同項第二号から第十二号までを次のように改める。

二 請負契約の対象となる部分の設計金額(以下土木出張所長の項において「請負対象設計金額」という。)が百万円未満の土木工事に

係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定

三 請負対象設計金額が一千万円未満の土木工事に係る請負契約の締結の決定

四 請負対象設計金額が一千万円未満の土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行

五 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち土木工事に係るもので次に掲げるもの

(一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負

対象設計金額(請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下土木出張所長の項において同じ。)が一千万円未満の工事に係るものの作成

(二) 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの要求

(三) 第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認

(四) 第十四条第一項(第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち工事費が一千万円未満の工事に係るものの決定

(五) 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち工事費が一千万円未満の工事に係るものの決定

(六) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの指名

(七) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るものの決定

(八) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るものの決定

(九) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求

(十) 第三十条第一項の規定による工事の監督の命令

(十一) 第三十三条の規定による措置の要求のうち請負対象設計金額が

一千万円未満の工事に係るものの要求

三 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が一千万円未満の工事に係るものの変更等

四 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が一千万円未満の工事に係るものの変更等

五 第四十条第一項後段(第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工期の変更の協議のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの協議

六 第四十条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの一時中止

七 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの承認

八 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認

九 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの命令

十 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの支払

十一 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの前金払

十二 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認

十三 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの部分払

十四 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの承認

十五 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの命令

十六 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの支払

十七 契約の対象となる部分の金額が二百万円未満の土地、水面等の測量及び調査で土木工事に係るもの執行

十八 契約の対象となる部分の金額が二百万円未満の設計又は監督で土木工事に係るもの委託の決定

十九 八から十二まで 削除
別表第二倉吉土木出張所長の項を次のように改める。

一 請負契約の対象となる部分の設計金額(以下倉吉土木出張所繕工長の項において「請負対象設計金額」という。)が百万円未満の営繕工事(特殊な技術を必要とする工事を除く。以下倉吉土木出張所長の項において同じ。)に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行
二 鳥取県建設工事執行規則第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認のうち請負対象設計金額が百万円未満の営繕工事に係るもの承認

別表第二米子土木出張所長の項第一号から第十号までを次のように改

める。

- 一 工事費が一千万円未満の営繕工事（特殊な技術を必要とする工事を除く。以下米子土木出張所長の項において同じ。）に係る起工の決定及び当該起工の決定をした営繕工事の設計の変更（根拠土木出張所の管轄区域内に係るものを含む。以下米子土木出張所長の項において同じ。）
- 二 請負契約の対象となる部分の設計金額（以下米子土木出張所長の項において「請負対象設計金額」という。）が百万円未満の営繕工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること、の決定
- 三 請負対象設計金額が一千万円未満の営繕工事に係る請負契約の締結の決定
- 四 請負対象設計金額が一千万円未満の営繕工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行
- 五 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち営繕工事に係るもので次に掲げるもの
 - (一) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合、当初の請負対象設計金額。以下米子土木出張所長の項において同じ。）が一千万円未満の工事に係るものの作成
 - (二) 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの要求
 - (三) 第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認

- 四 第十四条第一項（第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定のうち工事費が一千万円未満の工事に係るものの決定
- (五) 第十五条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定のうち工事費が一千万円未満の工事に係るものの決定
- (六) 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの指名
- (七) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るものの決定
- (八) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るものの決定
- (九) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求
- (十) 第三十条第一項の規定による工事の監督の命令
- (十一) 第三十三条の規定による措置の要求のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの要求
- (十二) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が一千万円未満の工事に係るものの変更等
- (十三) 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が一千万円未満の工事に係るものの変更等
- (十四) 第四十条第一項後段（第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工期の変更の協議のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの協議

- (四) 第四十条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち工事費が一千万円未満の工事に係るものの一時的中止
- (五) 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち工事費が一千万円未満の工事に係るものの承認
- (六) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認
- (七) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの命令
- (八) 第五十九条第二項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの支払
- (九) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの前金払
- (十) 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認
- (十一) 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの部分払
- (十二) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの承認
- (十三) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの命令
- (十四) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち

- 請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの支払
- 六 契約の対象となる部分の金額が二百万円未満の土地、水面等の測量及び調査で管轄工事に係るもの執行
 - 七 契約の対象となる部分の金額が二百万円未満の設計又は監督で管轄工事に係るもの委託の決定
- 八から十まで 削除
- 別表第二都市開発事務所長の項第一号を次のように改める。
- 一 県が施行する都市改造事業及び鉄道高架事業に係る知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(米子都市開発事務所にあつては、鉄道高架事業に係るものを除く。)
 - (一) 工事費が一千万円未満の土木工事に係る起工の決定及び当該起工の決定をした土木工事の設計の変更で変更前の設計金額の五割をこえない範囲内の設計の変更(国庫補助金又は国庫負担金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣の承認を必要とするものに係る設計の変更を除く。)
 - (二) 請負契約の対象となる部分の設計金額(以下都市開発事務所長の項において「請負対象設計金額」という。)が百万円未満の土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定
 - (三) 請負対象設計金額が一千万円未満の土木工事に係る請負契約の締結の決定
 - (四) 請負対象設計金額が一千万円未満の土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行
 - (五) 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち土木工事に係るもので次に掲げるもの

- イ 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下都市開発事務所長の項において同じ。）が一千万円未満の工事に係るもの作成
- ロ 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの要求
- ハ 第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認
- ニ 第十四条第一項（第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの決定
- ホ 第十五条（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの決定
- ヘ 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの指名
- ト 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るもの決定
- チ 第二十二條の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が百万円未満の工事に係るもの決定
- リ 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求
- ヌ 第三十条第一項の規定による工事の監督の命令
- ル 第三十三条の規定による措置の要求のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの要求
- オ 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの変更等
- ワ 第四十条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの変更等
- カ 第四十条第一項後段（第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工期の変更の協議のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの協議
- ヨ 第四十条第三項の規定による工事の施工の一時中止のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの一時中止
- タ 第四十一条の規定による工期の延長の承認のうち工事費が一千万円未満の工事に係るもの承認
- レ 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認
- ソ 第五十二条第一項（第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るもの命令
- ツ 第五十九条第二項（第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの支払
- ネ 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るもの前金払

- ナ 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認
 - ラ 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの部分払
 - ル 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの承認
 - ウ 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が三百万円未満の工事に係るものの命令
 - エ 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が一千万円未満の工事に係るものの支払
 - オ 土地、水面等の測量及び調査で土木工事に係るものの執行
 - カ 契約の対象となる部分の金額が二百万円未満の設計又は監督で土木工事に係るものの委託の決定
 - キ 予定価格が百万円未満の工食用材料の購入並びに予定価格が五十万円未満の機械及び器具の購入、借入れ及び修繕
 - ク 土木工事の施行のための土地の取得及び使用並びに地上権、地役権その他土地に関する所有権以外の権利、鉱業権、温泉を利用する権利並びに立木、建物その他土地に定着する物件の所有権及び所有権以外の権利の取得、使用及び消滅並びに損失の補償に係る契約の締結
 - コ 不動産登記法に基づく不動産の登記
- 別表第四土木出張所長の項、米子土木出張所長の項、倉吉土木出張所長の項及び都市開発事務所長の項を次のように改める。

土木出張所長	鳥取県建設工事執行規則第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負契約の対象となる部分の設計金額(以下「請負対象設計金額」という。)が一千万円以上の土木工事(県が施行する都市改造事業及び鉄道高架事業に係る土木工事を除く。)に係るものの作成
倉吉土木出張所長	鳥取県建設工事執行規則第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額が百万円未満の営繕工事に係るものの作成
米子土木出張所長	鳥取県建設工事執行規則第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額が一千万円以上の営繕工事に係るものの作成
都市開発事務所長	鳥取県建設工事執行規則第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額が一千万円以上の土木工事(県が施行する都市改造事業及び鉄道高架事業に係る土木工事に限る。)に係るものの作成(米子都市開発事務所長にあつては、鉄道高架事業に係るものを除く。)

附 則
この規則は、公布の日から施行する。